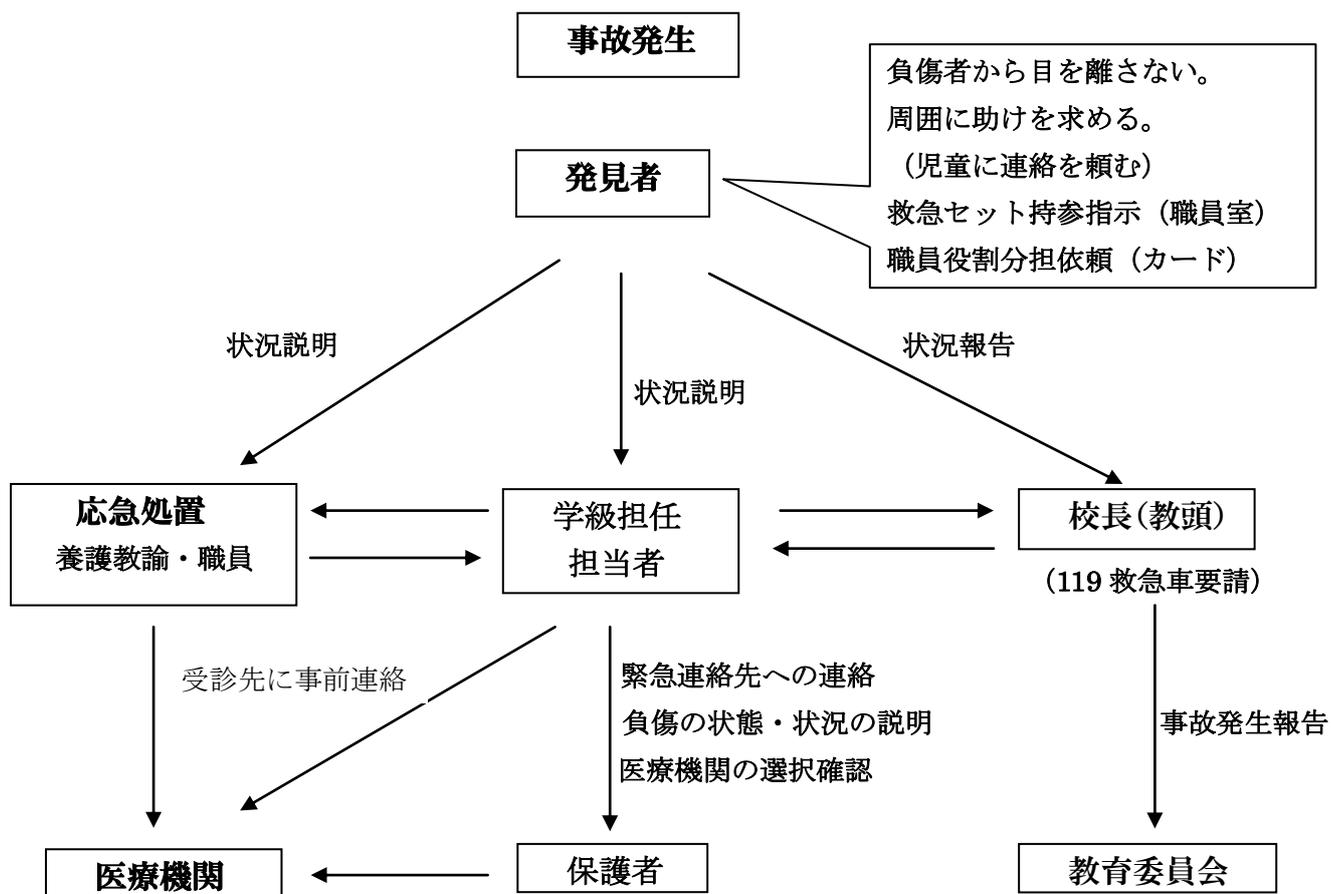


# 事故発生時の対応マニュアル



\* 移送については、けが等の状態に応じて判断する。

- ・移送が必要な場合は、保護者の希望を聞き移送先を決定する。
- ・原則として保護者に来校してもらい、医療機関へ移送する。(保険証等の持参依頼)
- ・緊急の場合、家族への連絡がつかない場合は学校より直接医療機関へ移送する。
- ・受診の際は「緊急連絡カード」を持参する。カードは年度初めに確認し整備しておく。

## 事後措置

- (1) 担任は、児童の症状・経過・原因等を学校長へ報告する。
- (2) 事故原因について、担任は正確に状況を確認したうえで、保護者に報告をする。
- (3) 加害児童がいる場合は、十分な確認と配慮の上指導を行う。
- (4) 担任は災害給付に必要な書類を保護者に渡し、事故報告書を作成する。
- (5) 養護教諭は、提出された書類をもとに、災害給付の申請手続きをとる。
- (6) 事故の発生の分析により全職員が児童の指導や施設の点検を行い、再発防止に努める